

いしかわ まちづくりView

No.31

目次

■特集

「いしかわ景観総合条例」について……………1
～いしかわの美しい景観を保全・創出し、次世代へ継承～

■あのみち、このまち“まちづくりめぐり”

・まちづくり交付金事業「中能登町金丸地区」……………4
・生まれ変わった松任駅前－松任駅南広場 OPEN－……………5

■まちづくりの動き

・輪島市における用途地域の指定……………6
・「能登ふるさと住宅」の取り組みについて……………7

■センターだより……………8



特集

「いしかわ景観総合条例」について

～ いしかわの美しい景観を保全・創出し、次世代へ継承 ～

1. はじめに

石川県は、霊峰白山や加賀・能登の海岸など多彩な地形が織りなす自然景観をはじめ、人々の生活の営みが息づくのどかな里山や田園風景、落ち着いた風情を醸し出す伝統的な街並みなど、多くの優れた景観資源を有しています。

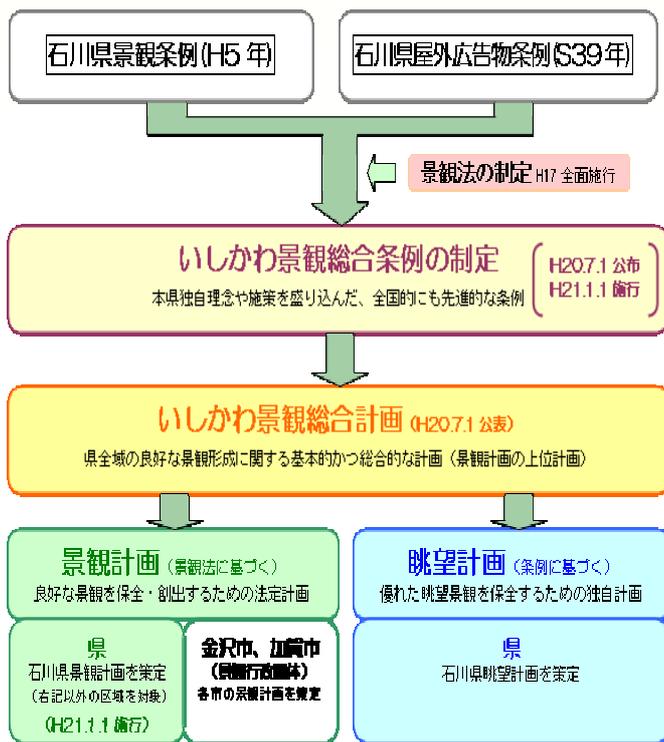
県では、これらの多彩で魅力ある石川の景観資源を県民共通の財産として継承していくと同時に、新たな景観を創出し、石川の魅力を更に高める取組を進めていくため、景観施策を総合的かつ強力に推進する拠り所となる「いしかわ景観総合条例」を平成20年7月1日に公布しました。

この条例は、全国で初めて景観条例と屋外広告物条例を一本化し、本県独自の理念や施策を幅広く盛り込んだもので、県土全域の景観形成の指針となる「景観総合計画」による、市町を超えた連続的・広域的な景観づくりの推進、白山などの「眺望景観を保全」するための建物の高さ規制など実効性ある規制誘導、「里山景観の保全・再生」の推進、「屋外広告物の規制との一体的な景観施策」の推進など、特色ある景観施策が盛り込まれています。

また、「景観アドバイザー」や「景観づくりリーダー

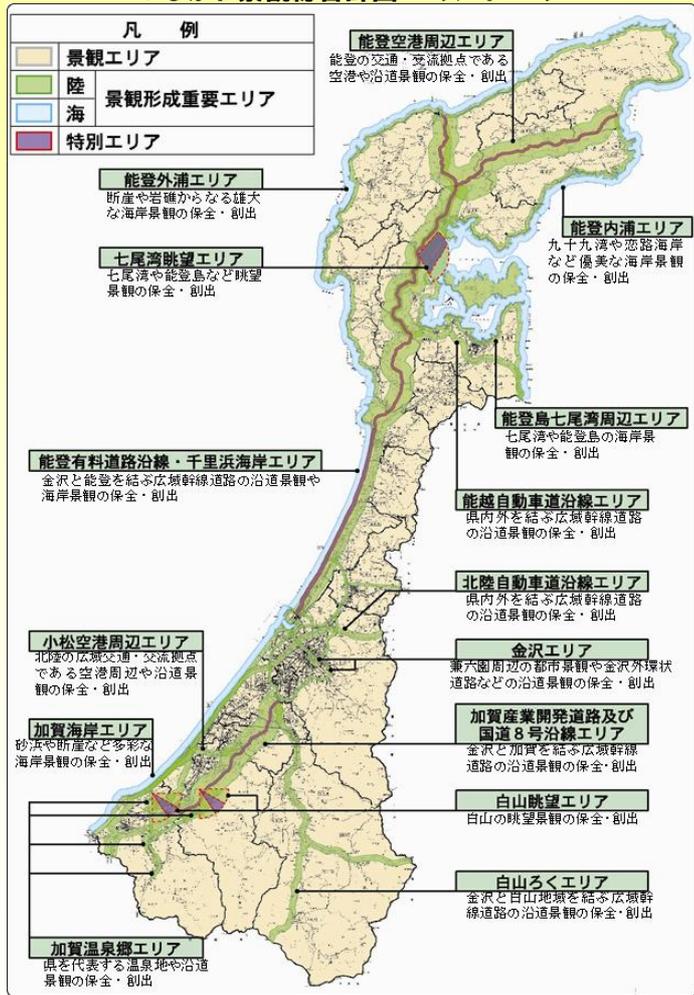
」など、官民協働により、県民や事業者の景観形成を支援する規定を設け、景観まちづくりを積極的に支援するしくみづくりを行っています。

現在、規制内容の周知や関連制度の整備を行っており、平成21年1月1日の施行を予定しています。



2. 総合的な景観づくりの推進

いしかわ景観総合計画・エリアイメージ



(1) いしかわ景観総合計画について

平成17年に施行された景観法では、各景観行政団体（政令市、中核市、都道府県の同意を得た市町村、その他の地域では都道府県）がそれぞれ独自の景観行政を実施することを規定しています。

しかし、南北に細長く、市町の区域を超える連続的な景観特性を有する石川県では、景観施策の総合的な連携を図る必要があります。

そこで県では、県土全域にわたる景観形成の基本方針として、「いしかわ景観総合計画」を本年7月1日に公表しました。この中では、景観上重要な地域として「景観形成重要エリア」や「特別エリア」を定めるなど、総合的な景観づくりのために必要な方針を示しています。

今後、景観行政団体となる市町においては、総合計画に示された方針を尊重して景観法に基づく景観

計画を策定、具体的な規制・誘導を行うこととなります。

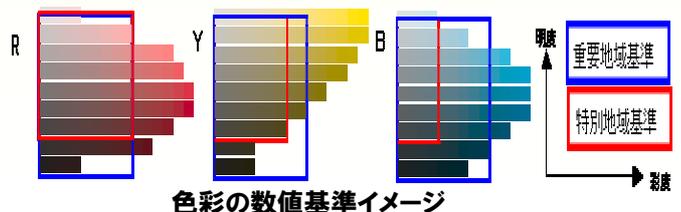
(2) 石川県景観計画について

県では、景観総合計画を尊重し、景観法に基づく法定計画「石川県景観計画」を本年7月31日に告示しました。（来年1月1日施行、景観行政団体である市町以外の区域に適用）

景観計画により、一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為を行う際には県への届出が義務付けられ、景観形成基準への適合が求められます。建物の配置やデザイン等に関する配慮、外観の色彩の数値基準など、良好な景観を保全・創出するために必要な事項が規定されています。

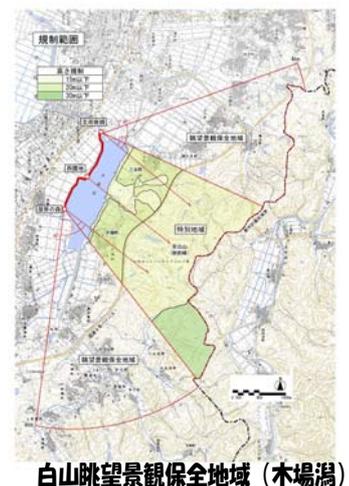
景観計画の届出対象行為(建築物等)

区域	届出対象規模		
	建築物		工作物
	建築面積	高さ	高さ
景観計画区域（県全域）	1,000㎡超	13m超	13m超
景観形成重要地域	500㎡超	10m超	10m超
特別地域	200㎡超	10m超	10m超
景観形成重点地区	地区の特性に応じて設定		



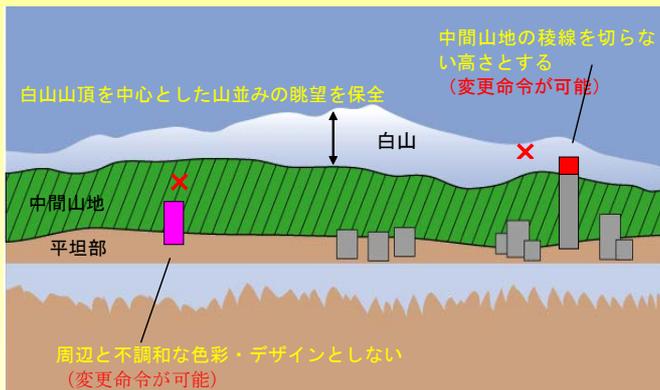
(3) 石川県眺望計画について

石川の代表的な眺望景観を保全するため、県独自の「石川県眺望計画」を本年7月31日に告示しました。（来年1月1日施行）白山の眺望地点である木場潟や柴山潟、また、優美な七尾湾を見渡せる能登有料道路別所岳SAの3地域について、建物の高さや



白山眺望景観保全地域（木場潟）

色彩の規制などを行い、優れた景観を守ります。



眺望景観の保全イメージ

3. 新しい景観施策の展開

(1) エコサインの導入促進

屋外広告物による景観の形成を推進するため、エコサイン（良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観・環境づくりに資する広告物）の設置を推奨、支援します。



エコサインのイメージ

(2) 景観影響評価(アセスメント)制度の導入

景観形成への影響が特に大きい建築物や工作物（高さ60mを超えるもの）については、事業者による景観影響評価の実施を義務づけ、計画段階から景観への配慮について指導を行います。



対象となる建築物等のイメージ

(3) 公共事業景観形成ガイドライン

県が先導的に良好な景観の創出を図るため、ガイドラインを策定し、土木事業だけでなく、農



景観に配慮した公共事業イメージ

林事業や環境事業等幅広い範囲の公共事業を対象に、施設別の景観形成方針を示します。

国や市町にもガイドラインへの適合を働きかけることにより、公共事業による景観の形成を推進します。

(4) 官民協働の推進体制

地域からの要請に応じて指導や助言を行う景観アドバイザー制度、地域の景観形成を推進する景観づくりリーダーの育成、景観地域協議会の設立支援など、景観形成のための官民協働の取組を推進します。

4. おわりに

本条例及び関連計画につきましては、来年1月1日の施行を予定しており、今後その施行に向け、パンフレットや説明会等により新しい制度の周知に努めていきますので、皆様のご協力をお願いします。

また、いしかわの景観づくりについて、皆様のアイデアやご要望等がございましたら、景観形成推進室までお寄せいただきますよう、お願いします。

前文	ねらい ○美しい石川の景観を保全・創出し、次世代に継承 ○県民共通の財産として、県内全域で広域的・連続的な景観形成を推進 ○県民の豊かな生活環境、地域の活性化、交流人口の拡大を実現
第1章 総則	
第2章 景観総合計画	市町を超えた広域的な景観づくりを推進
第3章 景観計画	○いしかわ景観総合計画の策定 ・県土全体の景観形成の指針 ・市町を超えた広域的・連続的な景観形成 地域特性に応じた規制・誘導 ○ゾーニング指定して段階的な規制 ・県全域を景観に配慮すべき地域に指定して景観形成重要エリア、特別エリア等、ゾーニング指定 ○里山景観等の保全再生 ・人々の生活がいづつ里山や田園風景等の文化的な景観の保全再生
第4章 眺望計画	眺望景観の保全 ○白山、七尾湾の眺望景観保全 ・建築物等の高さを変更命令の対象とする等、強制力のある規制
第5章 広告物の規制等	屋外広告物施策との一体的な推進 ○景観条例と屋外広告物条例の一本化により、建築物と屋外広告物の規制を整合 ・景観の規制エリアと屋外広告物を規制するエリアを合わせる ○エコサイン（景観環境に配慮した広告物）の推奨
第6章 景観形成施策の推進	新たな景観形成手法の導入 ○公共事業景観形成ガイドラインの策定 ・行政が自ら、良好な景観を保全創出 ○景観アセスメント制度の導入 ・大規模な建築物等は計画構想段階から、景観に対する評価・指導
第7章 景観形成活動の推進	官民協働の推進体制の充実 ○景観アドバイザーの委嘱 ○景観づくりリーダーの育成 ○景観協議会の設置支援
第8章 雑則	
第9章 罰則	
附則	

条例の構成、特徴

条例、計画等は下記ホームページで閲覧できます。

<http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/keikan/index.htm>

(土木部景観形成推進室)

まちづくり交付金事業「中能登町金丸地区」

1. 地区概要

金丸地区は中能登町の南西部に位置し、羽咋市と隣接する人口約1,300人の集落です。

地区内は、JR七尾線金丸駅のほか、主要地方道七尾・羽咋線が通るなど本町交通・流通の要衝でもある。しかし駅を中心に見た場合、能登部駅並びに良川駅周辺の開発や公共施設整備に比べ金丸駅周辺の整備が遅れており、このことが人口偏在化等に影響を及ぼしていました。

こうした状況から平成16年度よりまちづくり交付金を活用し、良好な居住環境の形成と交流・賑わいの創出を目標に駅周辺を核とした整備に着手しました。



改修された金丸駅舎

2. 金丸地区の整備目標

まちづくり交付金事業では、「都市再生整備計画」に掲げる目標を定量化する指標を設定することとなっており、金丸地区では

- 1 地区人口の減少抑制
- 2 観光入り込み客数の増加
- 3 金丸駅乗降客数の減少抑制

の3指標を掲げ、これらを達成するため、基幹事業として町道の整備（5路線）、町営住宅の整備（4棟8戸）、駅前広場整備（駐車場整備など）を提案事業として金丸駅舎の改築整備を実施しました。

3. 公営住宅の整備



町営金丸住宅

金丸地区をはじめ、合併以前の旧鹿西町では町営住宅が未整備であったため、金丸駅に隣接する一角に整備を実施しました。まちづくり交付金事業以前に整備した2棟4戸も含め、現在6棟12戸を管理し、全室入居済みとなっています。

4. 金丸駅舎の改築整備

駅舎内は「ギャラリー朱鷺」として、地元町内会をはじめとする活動の場として、また、季節ごとの各種展示も行われ、地区の憩いの場、交流の場としても活用されています。また、駅舎の完成により、「金丸駅振興会」が組織され展示イベントの主催や駅舎のみならず周辺の環境美化活動も行うなど、新たな交流も展開されています。

5. 事業完了後の成果

町では事業最終年度となった平成19年度にまちづくり交付金事業の事後評価を実施しました。

先に述べた都市再生整備計画の成果指標を各種データ収集して測定した結果3指標とも年度途中の推計値であるが、達成見込みが確認されました。今年度、引き続きフォローアップを行うが、現時点では指標の達成が確実と見込んでいます。

今後は、この目標が持続可能なものとするために新たな仕掛けを検討中です。

【問合せ先】中能登町土木建設課（鹿島庁舎）

TEL：0767(76)2435

E-mail：dobokukensetsu@town.nakanoto.lg.jp

生まれ変わった松任駅前-松任駅南広場OPEN-

1. 松任駅前地区の現況

松任駅前地区は、近年、人口の減少や高齢化、商業施設の撤退などに伴い賑わいが失われ、空き地が目立つ状況になってきています。また、JR 北陸本線による駅南北地域の分断に伴う市街地の不均衡や駅周辺の交通渋滞も大きな課題となっています。

このため、当地区では松任城址公園や千代女の里俳句会館、松任学習センターなどの歴史・文化的公共施設の集積による「白山市の顔」として、南北交通の円滑化や松任駅南広場、シボルート[®]の整備による中心市街地の活性化を目指しているところです。

また、JR 松任駅前の 7.5ha の区域において、「歴史・文化と活力を感じる庭園都市の顔づくり」をテーマとして、平成 14 年度から白山市による土地区画整理事業を施行しており、白山市の玄関口にふさわしい水と緑の美しい都市空間づくりを進めています。

2. 松任駅南広場 OPEN

駅南広場は、本年 4 月 19 日にオープニング式典が開催され、既存の施設を拡充し安全で利便性の高い交通広場として生まれ変わりました。駅舎から各乗降口までのシelter[®]の設置や、歩道無散水融雪や電線類地中化によるバリアフリーな空間づくりのほか、並木空間を整備し、水と緑のシボリックな空間を創出しています。

また、駅及び周辺施設利用者の利便性向上を図るため、駅南広場に隣接して、立体駐車場・健康増進施設（フィットスクラブ）が駅南広場のオープンと前後して開業しています。



- 松任駅南広場写真 -

3. 今後の松任駅周辺整備

今後、松任駅では、北陸新幹線の整備に伴い、現駅舎の改築、橋上化の検討が必要となっており、白山市では、これにあわせて南北市街地の一体化及び駅利用者の利便性の向上を図るため自由通路整備の検討も進めているところです。

また、松任駅北相木地区では、都市機能を補完する副都心として都市基盤整備が進められており、今後、駅南北の区画整理、北陸新幹線の整備に伴う松任駅橋上化などに伴い、松任駅を中心とした市街地のより一層の活性化・賑わい創出が期待されています。



- 松任駅前地区状況図 -

【問合せ先】石川県土木部都市計画課区画整理 G

TEL : 076(225)1799

E-mail : gairo@pref.ishikawa.lg.jp

輪島市における用途地域の指定

1. はじめに

輪島都市計画区域は、昭和8年に都市計画決定されましたが、住居系用途地域の指定により、輪島塗の工房が既存不適格建築物となること等から、長期にわたり用途地域の指定がされませんでした。

しかし、良好な住環境保全のためには、用途地域の指定による適正な制限が必要不可欠であるため、特別用途地区などの活用によりいくつかの課題を解決し、平成20年2月に用途地域の指定を行いました。

2. 伝統産業特別用途地区の指定

まず、最も大きな課題となったのは、輪島塗の工房が既存不適格建築物になってしまうことです。輪島市の主要産業である輪島塗は、その特徴として、職人の工房を転々としながら作られていくことがあります。工房は住居兼作業場となっているものが多く、市街地に点在しています。

この課題は、特別用途地区の制度を活用することで解決しました。特別用途地区では、伝統産業の振興を目的とし、国土交通大臣の承認を得て条例を定めることで、用途地域の規制の緩和が可能となります。そこで、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域の区域について、同時に特別用途地区の指定

を行い、輪島塗の製造を営む用途に供する建築物について作業場の床面積および原動機の出力の緩和措置を行うこととしました。

3. 防災性向上と街並み保全のための地区計画

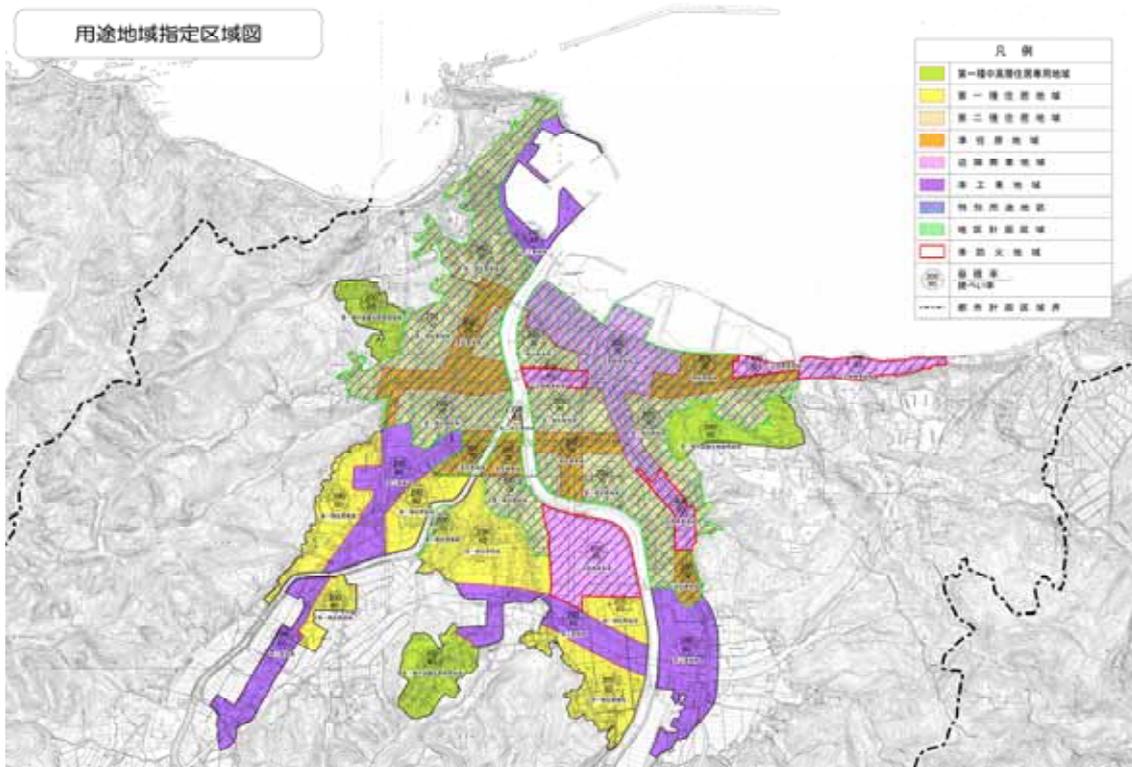
次に、建ぺい率の制限に関する課題です。住居系用途地域の建ぺい率の制限は60%が一般的ですが、市街地に比較的狭い敷地が多いことや、長期間にわたり70%の規制であったことなどから、建物の密度が高く、60%の規制をかけた場合には既存不適格建築物が多数できることが懸念されました。また、80%の規制とした場合は、防災の観点から準防火地域の指定が必要となり、板張りの外壁など輪島らしいまちなみを保全することができなくなります。

そこで、地区計画制度を活用し、80%で都市計画決定した建ぺい率の制限を70%に強化する形としました。

4. おわりに

輪島市では、用途地域など土地利用に関する取り組みのほか、長期間にわたり事業未着手となっている都市計画道路の見直しを行っています。震災復興と同時に、住みやすく魅力のあるまちづくりを目指して、今後とも様々な取り組みを行っていきます。

(輪島市都市整備課)



「能登ふるさと住宅」の取組みについて

1. 「能登ふるさと住宅」とは

県では、能登半島地震からの復興の柱である住宅再建支援の一環として「能登ふるさと住宅」を発表しました。

能登ふるさと住宅とは、安全・安心で、街なみ景観等に配慮した良質な住宅を、経済的な間取りの採用や、設計費用の軽減、スケールメリットによるコストダウン等により、被災者の方が低価格で建設するための16タイプのモデルプランのことで、被災者の家族構成や住まい方に合わせて住宅プランを選んでいただけます。なお、能登半島地震復興基金事業「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」の要件を全て満たしているため、全額補助金が受けられます。

能登半島地震の被災地は、高齢化が進展する地域であるため、県の示すモデルプランによって、高齢者でも安心して住宅を再建していただけるように配慮しています。

<能登ふるさと住宅の特徴>

- ・厳選されたプランの中から安心して選択
- ・伝統的かつコンパクトな間取り
- ・質の高い住宅を低価格で実現可能
- ・高齢者単身・夫婦世帯の他、ファミリー世帯向けも提案
- ・「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」の補助を満額受けすることができる
(全壊世帯200万円、大規模半壊世帯120万円)

2. 「能登ふるさとモデル住宅」について

能登ふるさと住宅のうち、3棟を石川県住宅供給公社が「能登ふるさとモデル住宅」として実際に建設し、公開・展示を行っています。輪島市河井町、門前町道下の2棟は平成20年3月25日に完成し、穴水町大町のモデル住宅は現在着工中で、本年度の秋に公開を予定しています。

住宅の再建を検討している方に自由にご覧いただくとともに、モデルルームを持たない地元工務店等の施工者にも顧客への説明等に活用していただき、両者が住まいづくりのイメージを共有した上での能登にふさわしい住宅の再建を推進します。能登ふるさと住宅を建設する場合に限らず、建材・設備の仕様や仕上げなどを部分的に参考としていただくことも可能です。当面はモデル住宅に説明員、相談員を常駐し、被災者や施工者を対象に、きめ細やかな住宅相談を行っています。

また、建築関係団体や建築資機材の製造メーカー及び代理店等により「能登ふるさと住宅事業者協議会」を組織し、被災地での能登ふるさと住宅の円滑な供給に寄与するため、職人不足の解消、低廉な価格で建築資機材の供給、住宅の品質の向上・確保に努めています。

〔輪島市河井町〕



面積；49.6㎡ 間取り；2K 本体価格；1100万円
主な特徴；浜屋づくりの住宅、拭き漆、和紙貼り等の空間

〔門前町道下〕



面積；74.5㎡ 間取り；3DK 本体価格；1250万円
主な特徴；二階建平入屋根、二階は多目的なアマ空間

〔穴水町大町〕



面積；79.9㎡ 間取り；2LDK 本体価格；1350万円
主な特徴；店舗併用住宅としても活用可能なプラン

詳しくはHPをご覧ください

<http://www.pref.ishikawa.jp/kenju/notofurusatohouse/notofurusatohouse.htm>

(石川県土木部建築住宅課)

センターだより

新組織「いしかわまちづくり技術センター」誕生～

今年4月1日に(財)いしかわまちづくりセンターと、(社)石川県建設技術センターとが統合し、『(財)いしかわまちづくり技術センター』として新たに出発することになりました。当センターでは以下の事業を行っております。

まちづくり支援

住民と行政相互の橋渡しの役割を担い、まちづくり活動に対する資金・情報面でフォローするとともに、都市計画に基づいた住民参加の積極的なまちづくりを支援します。さらに、行政の各部局に渡る横断的な問題を集約し、解決に向け機動的に対応します。

公益事業

まちづくりに関する情報提供

- ・ まちづくりライブラリー
- ・ まちづくり活動団体・組織リストの充実及び専門家の紹介

まちづくりの啓発と指導

- ・ 専門家の派遣
- ・ シンポジウム等の開催
- ・ イベントの開催
- ・ 広報誌「いしかわまちづくり View」の発行



収益事業

まちづくりに関する調査、計画等の業務受託
事務局業務の受託

公共事業執行支援

公共事業の円滑かつ効率的な促進に資するため、建設に関する技術水準の向上をはかるとともに市町及び県が行う公共事業の執行を支援・補完し、良質な社会資本の整備に寄与します。

公益事業

市町・県に対する技術支援

- ・ 設計・積算等に関するアドバイス
- ・ 公共事業に関する情報提供及び技術相談
- ・ アスファルト混合物の品質管理業務支援
- ・ 能登半島地震復興支援

市町・県の技術職員支援



収益事業

公共事業の補完業務の受託

- ・ 測量・調査及び設計業務
- ・ 積算業務・工事管理業務
- ・ 災害復旧業務

土木積算システムの導入と運用支援行

土木技術管理関係図書の発行及び販売業務

編集後記

今年度より新たな組織に生まれ変わり出発することとなりました。県や市町並びに関係機関の皆様方には、これまで多大なご支援・ご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

今後とも、官民協働のまちづくりの総合支援機関や公共工事の発注者支援機関として、都市の健全な発展や社会基盤づくりに寄与してまいりますので、引き続き皆様方のご指導とご協力を賜りますとともに、当センターをさらにご活用下さるようお願い申し上げます。

編集協力：石川県都市計画課

発行：(財)いしかわまちづくり技術センター

TEL 076-232-2255 FAX 076-232-2532

HP <http://www.machisen.jp/>

発行日：平成20年7月